

## 協定書

静岡県弁護士会（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、弁護士または弁護士法人（以下「弁護士等」という。）及び土地家屋調査士または土地家屋調査士法人（以下「土地家屋調査士等」という。）の紹介及び研修に関して、以下のとおり協定を締結する。

### 第1条（弁護士等の相談担当者の紹介）

乙の会員が相談を担当する弁護士等の紹介を希望して乙に申し出たときは、乙は、甲に対して、相談を担当する弁護士等の紹介を依頼し、甲は乙の依頼を受諾する。

### 第2条（土地家屋調査士等の相談担当者の紹介）

甲の会員が相談を担当する土地家屋調査士等の紹介を希望して甲に申し出たときは、甲は、乙に対して、相談を担当する土地家屋調査士等の紹介を依頼し、乙は甲の依頼を受諾する。

### 第3条（直接受任）

- 1 前二条の紹介制度（以下「本紹介制度」という。）において、弁護士等または土地家屋調査士等は、紹介を受けた個別案件について相談者から直接受任することができる。
- 2 甲及び乙は、本紹介制度により他方当事者に対して紹介される弁護士等または土地家屋調査士等（以下「被紹介会員」という。）に対して、本紹介制度に基づいて行われる相談及び個別案件の受任は被紹介会員が自らの責任をもって行うものであり、甲及び乙に何らの責任を生じるものではないことを、相談者に明確に説明させるものとする。

### 第4条（第三者への情報提供）

甲、乙及び被紹介会員は、相談者に関する情報については、相談者の書面による同意を得ることなく第三者に対して開示してはならない。

### 第5条（事務局の設置）

- 1 甲の事務局は静岡県弁護士会事務局とする。
- 2 乙の事務局は静岡県土地家屋調査士会事務局とする。

### 第6条（対応できる会員がないときの処置）

甲及び乙は、本紹介制度による紹介依頼に対応できる会員がない場合には、速やかに他方当事者に対してその旨を連絡するものとする。

### 第7条（苦情の処理）

被紹介会員への苦情については、当該会員の所属会に申立をするものとし、その苦情の対応については、その所属会の処理に委ねるものとする。

### 第8条（相談名簿登録）

甲及び乙は、本紹介制度に基づく相談の質を確保するため、土地の筆界その他不動産に関する法律問題等に関する一定の研修を受けた会員を相談担当者とする相談名簿を相互に作成し、当該名簿から相談を担当する弁護士等又は土地家屋調査士等を紹介するものとする。

### 第9条（運営協議）

甲及び乙は、他方当事者に対して、共同での相談会の開催、一方の会が開催する講演会における講師の推薦、土地の筆界その他不動産に関する問題についての研究、並びにその他甲及び乙の会員の交流を推進するための活動について、協議することを求めることができる。

### 第10条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、令和元年11月25日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも本協定の解除または変更の書面による申出がないときは、自動的にさらに1年間延長するものとし、以後、この例による。

本協定を証するため協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月25日

甲 静岡県静岡市葵区追手町10番地の80

静岡県弁護士会

会長

鈴木重治



乙 静岡県静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

静岡県土地家屋調査士会

会長

赤塚一通

